法律第六十六号

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律

（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正）

第一条　日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「附則第六条」を「附則第七条」に改め、同項第三号中「附則第二十四条」を「附則第十条」に改め、「。以下「改正前改革法」という。」を削る。

第七条中「附則第二十五条」を「附則第十一条」に、「は附則第二条第一項」を「は附則第二条」に改める。

第十三条第一項第二号から第四号までの規定中「附則第二条第一項の規定により公団」を「附則第二条の規定により公団」に改める。

第二十三条中「、附則第二条第一項」を「、附則第二条」に改める。

第二十五条中「、附則第二条第一項」を「、附則第二条」に改め、「。附則第二十六条第二項において同じ」を削る。

第二十七条の見出しを「（特例業務勘定）」に改め、同条第一項中「勘定」の下に「（以下「特例業務勘定」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する特別の勘定」を「特例業務勘定」に改め、同条第三項中「第一項に規定する特別の勘定」を「特例業務勘定」に改める。

第二十八条第一項中「、機構法第七条第二項中「八人」とあるのは「十人」と、機構法第八条第二項中「理事長（」とあるのは「機構を代表し、理事長（」と」を削り、「）第十三条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

附則第二条第二項から第六項までを削る。

附則第三条及び第四条を削り、附則第五条を附則第三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（機構の行う特別債券の発行等の業務）

第四条　機構は、機構法第十二条に規定する業務並びに第十三条第一項及び第二項に規定する業務のほか、次の業務を行うことができる。

一　平成二十四年三月三十一日までの間、その利子に係る収入による北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社の経営の安定を図るため、北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社が引き受けるべきものとして、鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券（以下この条において「特別債券」という。）を発行すること。

二　特別債券の償還及び特別債券に係る利子の支払を行うこと。

三　平成二十四年三月三十一日までの間、北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社に対し、特別債券の引受けに要する資金に充てるための資金を無利子で貸し付けること。

2　機構は、前項に規定する業務を行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

3　特別債券の償還期間は二十年とし、その利率は市場金利の動向その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める。

4　機構法第十九条第三項から第七項までの規定は、特別債券について準用する。

5　第一項第三号の規定による貸付金の償還期間は二十年とし、その償還は一括償還の方法によるものとする。

6　第一項に規定する業務に関する経理は、第二十七条第一項の規定にかかわらず、特例業務勘定において行うものとする。

7　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第二項の規定による認可をしようとするとき。

二　第三項の規定により特別債券の利率を定めようとするとき。

三　第四項において準用する機構法第十九条第五項の規定による認可をしようとするとき。

8　第一項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、機構法第十九条第一項第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「債務等処理法」という。）附則第四条第一項第二号の業務」と、機構法第三十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、同条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条及び第四条第一項」とする。

（機構の行う旅客鉄道株式会社等の鉄道施設等の更新等に係る無利子貸付け及び助成金の交付の業務）

第五条　機構は、平成三十三年三月三十一日までの間、機構法第十二条に規定する業務並びに第十三条第一項及び第二項並びに前条第一項に規定する業務のほか、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社に対し、老朽化した鉄道施設等（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設、設備又は車両をいう。以下この項において同じ。）の更新その他会社の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付け又は助成金の交付を行うことができる。

2　機構は、前項に規定する業務を行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

3　第一項に規定する業務に関する経理は、第二十七条第一項の規定にかかわらず、特例業務勘定において行うものとする。

4　国土交通大臣は、第二項の規定による認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

5　第一項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、機構法第十九条第一項第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「債務等処理法」という。）附則第五条第一項の業務」と、機構法第三十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、同条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条及び債務等処理法附則第五条第一項」とする。

附則第九条を削る。

附則第八条中「附則第三条及び第四条、前条並びに附則第十二条、第十五条、第二十二条及び第二十六条」を「前条」に改め、同条を附則第九条とする。

附則第七条中第一項から第四項までを削り、第五項を第一項とし、第六項を第二項とし、同条を附則第八条とする。

附則第六条を附則第七条とし、同条の前に次の一条を加える。

（区分経理の特例）

第六条　機構は、機構法第十七条第一項の規定及び第二十七条第一項の規定にかかわらず、機構法第十二条第一項第一号に掲げる業務に関する事業のうち平成五年度から平成九年度までの間に行われた鉄道施設の建設に関するものに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用に充てるため、平成二十三事業年度において、特例業務勘定における平成二十二事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後の同条第一項の規定による積立金の額に相当する金額のうち、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額を、特例業務勘定から建設勘定（機構法第十七条第二項に規定する建設勘定をいう。以下この条において同じ。）に繰り入れることができる。

2　前項の規定により特例業務勘定から建設勘定に繰り入れた金額は、特例業務勘定における同項の積立金の額から減額して整理するものとする。

3　機構は、機構法第十七条第一項の規定及び第二十七条第一項の規定にかかわらず、機構法附則第十一条第一項第一号に掲げる業務に必要な費用（平成二十三年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間における日本貨物鉄道株式会社の同号に規定する鉄道線路の使用に係るものに限る。）に充てるため、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額を特例業務勘定から建設勘定に繰り入れることができる。

4　国土交通大臣は、第一項又は前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

5　第一項又は第三項の規定により繰入れを行う場合には、機構法第三十二条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律」とする。

附則中第十条から第二十三条までを削り、第二十四条を第十条とし、第二十五条を第十一条とし、第二十六条から第三十三条までを削る。